平成２７年（フ）第５９号
佐賀県唐津市厳木町本山157番地25
債務者　佐々木　豪
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第５８号
愛媛県西条市丹原町北田野303番地３、申立て時の住所福島県郡山市笹川１―172　レオパレスドミール105号室
債務者　永山　忠禎
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第６７７号
兵庫県三木市緑が丘町中１丁目15番地の60
債務者　南　　幸枝
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８２号
神戸市須磨区平田町２丁目１番９号　平野ビル301
債務者　髙田　安子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４０号
熊本県菊池郡大津町大字杉水849番地１　源場第４団地８
債務者　酒井　孝代
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６８号
熊本県合志市幾久富1758番地256　松田ハイツ101号
債務者　藤本　修四
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６９号
熊本県合志市幾久富1758番地256　松田ハイツ101号
債務者　藤本　利恵
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８３号
熊本県菊池郡大津町大字平川1155番地３、前住所熊本市北区植木町一木218番地
債務者　髙村かおり
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８６号
熊本県宇城市松橋町豊福1673番地
債務者　松永　順子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８８号
熊本県上天草市大矢野町登立8961番地　荒木団地　Ｅ棟　108号
債務者　水野久美子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８９号
熊本県上天草市大矢野町登立8961番地　荒木団地　Ｅ棟　108号
債務者　水野　　翼
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１号
奈良県五條市住川町575番地の２　角矢アパート５号室
債務者　森岡千鶴子（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第４７６号
北九州市八幡西区陣原３丁目６番10号（Ａ104号）
債務者　山口　和彦
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６０号
青森県つがる市稲垣町福富山吹６番地１
債務者　小笠原史大
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３６３号
神奈川県中郡大磯町国府本郷55番地１　クリオ大磯壱番館405号
債務者　安井　　聡
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３８３号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目37番23号　レジデンツＦＫ202号
債務者　坂爪　善一
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４８号
熊本県荒尾市高浜59番地１　みやコーポ201号、前住所熊本県玉名郡南関町大字関町200番地　新大津山団地121
債務者　斉藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部